

老人保健施設すずかけの里通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 老人保健施設すずかけの里の概要

(1) 当施設の概要

施設名	老人保健施設すずかけの里
所在地	青森市里見2丁目13番1号
TEL/FAX 番号	017-761-1111 / 017-761-1112
介護保険事業所番号	0250180056

(2) 通所リハビリテーションの職員体制（介護予防通所リハと共通）

職種	職員数	勤務内容
医師	1以上	通所者の健康管理、日常生活上の助言指導
看護、介護職員、 歯科衛生士	6以上	食事、排泄、入浴等の介助、余暇活動等の実施
理学療法士、作業療法 士、または言語聴覚士	1以上	各種リハビリテーションの計画、実施および評価

(3) 施設の設備の概要

定員	1日最大120名
浴室	一般浴・介助浴は温泉利用、シャワーチェア、車椅子用リフト、特殊(器械)浴等
機能訓練室	エルゴサイザー、ホットパック、平行棒、訓練用階段、パワーリハビリ機器等
その他	診察室、ADL訓練室、相談室、喫茶室、デイルーム、和室、談話室、理・美容室、ボランティア室、食堂、レクリエーションスペース、洗濯室等

2. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ・通所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他を行い、在宅における生活を支援します。
- ・通所者の意思及び人格を尊重し、原則として通所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師の指示によりこれを行うことがあります。
- ・当施設では、地域における介護の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、通所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、通所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、通所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに通所者の同意を得て実施するよう努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ・敷地内はすべて禁煙です。
- ・金銭の持ち込みは必要最小限とし、貴重品は基本的には持ち込みをお断りいたします。やむを得ず持ち込んだ場合、管理は通所者自身が行うものとし、施設は、紛失、破損等に対する責は負いません。
- ・宗教活動は、個人の信仰の範囲内において自由ですが、他者に被害や不利益を与える場合は、これを制限することがあります。
- ・以下の行為を禁止させていただきます。
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
 - ④営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、及び他入所者への迷惑行為
 - ⑤ペットの持ち込み
 - ⑥発火の恐れのあるライター等の器具、及び個人もちの電気製品を施設の許可なく使用すること

3. サービスの内容

サービス	内容
食事	管理栄養士が管理し、適切な栄養量及び内容で、かつ適時適温で提供します。 通所者の病気や障害に合わせて食事内容、調理方法を工夫しています。
栄養改善	栄養ケア計画に従い、栄養状態の維持改善について相談、指導を行います。
口腔機能向上	口腔清掃や嚥下について、訓練、指導を行います。
リハビリテーション	理学・作業療法士等の専門スタッフにより、物理療法、運動・作業療法、発声発語訓練などを計画的に実施します。(但し、健康状態などにより、機能訓練の対象とならない場合もあります。)
レクリエーション	誕生会、敬老会などの行事を実施、希望により書道教室、クラブ活動等も実施しています。その他、日本舞踊、民謡など地域の方々の慰問活動を受け入れています。
各種相談	入退所、介護保険制度、日常生活上の問題などの相談を、職員が受けます。

4. 利用料金（日額）※大規模事業所適用

（１）１時間以上２時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	357 円	388 円	415 円	445 円	475 円
介護保険２割負担	714 円	776 円	830 円	890 円	950 円
介護保険３割負担	1,071 円	1,164 円	1,245 円	1,335 円	1,425 円

（２）２時間以上３時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	372 円	427 円	482 円	536 円	591 円
介護保険２割負担	744 円	854 円	964 円	1,072 円	1,182 円
介護保険３割負担	1,116 円	1,281 円	1,446 円	1,608 円	1,773 円

（３）３時間以上４時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	470 円	547 円	623 円	719 円	816 円
介護保険２割負担	940 円	1,094 円	1,246 円	1,438 円	1,632 円
介護保険３割負担	1,410 円	1,641 円	1,869 円	2,157 円	2,448 円

（４）４時間以上５時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	525 円	611 円	696 円	805 円	912 円
介護保険２割負担	1,050 円	1,222 円	1,392 円	1,610 円	1,824 円
介護保険３割負担	1,575 円	1,833 円	2,088 円	2,415 円	2,736 円

（５）５時間以上６時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	584 円	692 円	800 円	929 円	1,053 円
介護保険２割負担	1,168 円	1,384 円	1,600 円	1,858 円	2,106 円
介護保険３割負担	1,752 円	2,076 円	2,400 円	2,787 円	3,159 円

（６）６時間以上７時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	675 円	802 円	926 円	1,077 円	1,224 円
介護保険２割負担	1,350 円	1,604 円	1,852 円	2,154 円	2,448 円
介護保険３割負担	2,025 円	2,406 円	2,778 円	3,231 円	3,672 円

（７）７時間以上８時間未満滞在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険１割負担	714 円	847 円	983 円	1,140 円	1,300 円
介護保険２割負担	1,428 円	1,694 円	1,966 円	2,280 円	2,600 円
介護保険３割負担	2,142 円	2,541 円	2,949 円	3,420 円	3,900 円

食費（選択メニュー）	100 円～500 円
------------	-------------

各種加算等

加算等	金額	内容
入浴介助加算 (I)	1 割 : 40 円/日	入浴介助を行った場合に加算されます
	2 割 : 80 円/日	
	3 割 : 120 円/円	
リハビリテーション提供体制加算	①	1 割 : 12 円
		2 割 : 24 円
		3 割 : 36 円
	②	1 割 : 16 円
		2 割 : 32 円
		3 割 : 48 円
	③	1 割 : 20 円
		2 割 : 40 円
		3 割 : 60 円
	④	1 割 : 24 円
		2 割 : 48 円
		3 割 : 72 円
	⑤	1 割 : 28 円
		2 割 : 56 円
		3 割 : 84 円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	①	1 割 : 593/月
		2 割 : 1,186 円/月
		3 割 : 1,779 円/月
	②	1 割 : 273 円/月
		2 割 : 546 円/月
		3 割 : 819 円/月
若年性認知症利用受入加算	1 割 : 60 円/日	40 歳以上 65 歳未満の若年性認知症の方に対して、利用者ごとに担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
	2 割 : 120 円/月	
	3 割 : 180 円/月	
通所リハ送迎減算	1 割 : -47 円/片道	通所リハビリテーション事業所が送迎を行わない場合に減算されます。
	2 割 : -94 円/片道	
	3 割 : -141 円/片道	
栄養アセスメント加算	1 割 : 50 円/月	管理栄養士と介護職員等が共同し、栄養アセスメントを行い、厚生労働省ヘデータを提出し、フィードバックを活用した場合に加算されます。
	2 割 : 100 円/月	
	3 割 : 150 円/月	

口腔機能向上 加算（Ⅱ）	1 割：160 円／回	口腔衛生、摂食、嚥下に関して計画を作成し、実行し、当該情報を厚生労働省へ提出しフィードバックを活用した場合に加算されます。（月 2 回以内）
	2 割：320 円／回	
	3 割：480 円／回	
退院時共同指導 加算	1 割：600 円／回	病院又は診療所に入院している者が退院するにあたり、通所リハビリテーション事業所の医師又は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加した場合に加算されます。
	2 割：1200 円／回	
	3 割：1800 円／回	
科学的介護推進 体制加算	1 割：40 円／月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用した場合に加算されます。
	2 割：80 円／月	
	3 割：120 円／月	
サービス提供体 制強化加算（Ⅱ）	1 割：18 円／日	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合に加算されます。
	2 割：36 円／日	
	3 割：54 円／日	
介護職員処遇改 善加算（Ⅰ）	所定単位数×8.6%	介護職員等の賃金改善等を実施している場合に加算されます。

※感染症や災害の影響により利用者数が前年度より 5%以上減少した場合、3 ヶ月間基本報酬の 3%の加算を行う場合があります。

料金の支払方法

毎月末日締めで利用料の計算をし、請求書をお渡しいたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

担当のケアマネジャーにご相談いただき、その後、施設に相談に来ていただきます。その際、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

（２）サービスの終了

- ①利用者等のご都合でサービスを終了する場合、終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ②以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・通所者が、介護保険施設に入所、もしくは他の医療機関に入院した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた方が認定により、「自立」となった場合、または要支援と認定された場合（要支援となった場合は介護予防給付に切り替わります）。
 - ・亡くなられた場合。

③ その他

以下の場合サービスの利用をお断りさせていただくことがあります。

- ・ 利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払いがない場合。
- ・ 通所者や家族などが、当施設及び当施設のサービス従業者に対し、サービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

例)

- ・ 当施設の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

上記により契約を解除する場合、当施設は居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連携を取り、入所者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

6. サービス内容に関する苦情

① 当施設のサービスに関する苦情窓口

担当者 寺嶋 康志（支援相談員）

電 話 017-761-1111

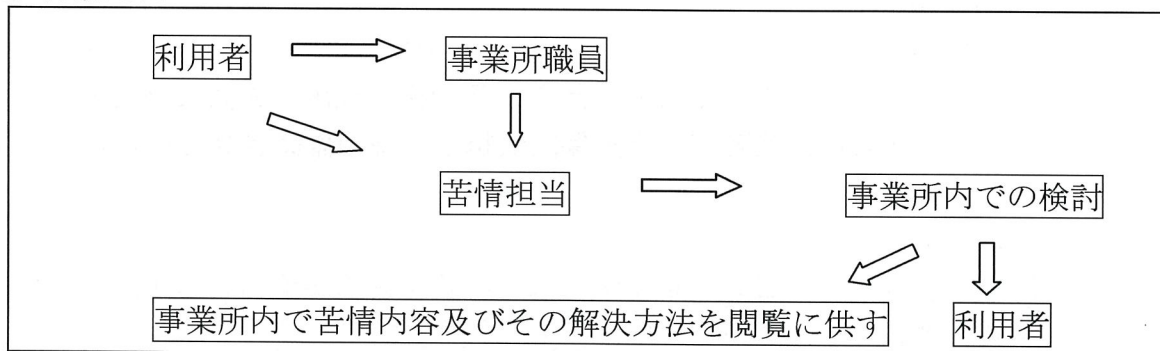
FAX 017-761-1112

受付日 年中（但し、12月30日～1月3日を除く）

時 間 8：30～17：00

※ 担当者が不在の場合でも、いずれの職員であっても受け付けいたします。

② 苦情処理フロー



③ その他

当施設以外に、市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることが出来ます。

青森市介護保険課

017-734-5257

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

017-723-1301

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化、事故などがあった場合は、ご家族、近親者などへご連絡いたします。施設においてできる限りの処置を行う他、まずはかかりつけの医療機関へご連絡いたします。また、状況に応じて協力病院において適切な治療を行います。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じます。当施設は日本病院共済会および全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を結んでいます。

8. 協力医療機関

当施設は、村上新町病院、青森厚生病院、しんまちクリニックと協力医療機関の契約を締結しています。

9. 秘密保持および個人情報の保護

当施設の従業者は、正当な理由なく通所者及び家族の秘密を漏らしません。また、退職した場合にあっても通所者及び家族の秘密を漏らすことがない様、就業規則に定めています。また、通所者またはご家族等に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に取り扱います。通所者及び家族の情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

10. 非常災害対策・感染症対策

当施設は、自動通報装置、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、避難用滑り台等を完備し、定期的に点検を行っています。消防法に従い、消防計画および防火管理者を設置し、年2回以上の消火、通報、避難訓練を行っています（内1回は夜勤帯想定訓練を実施）。常時、緊急連絡網を整備し、災害時にはいち早く職員が集結できる体制をとっています。

感染症対策として委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を行っています。

また、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定も行っています。

11. 虐待防止について

当施設は、通所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる通所者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③必要に応じて通所者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

④当施設は施設長を虐待防止責任者とし、虐待防止に努めます。

12. ハラスメント防止について

当施設では、職場におけるハラスメント対策として相談窓口の設置、研修等の周知・啓発活動等の取組を行い、職員の安全な労働環境の確保を目指します。

- (1) 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。対象は当施設職員、取引先事業者の方、入所者及びその家族となります。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に添わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

<別記 1>

個人情報の利用目的 (平成17年10月1日現在)

老人保健施設すずかけの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

以上

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

(令和 年 月 日)

事業所

青森市里見2丁目13番1号

老人保健施設すずかけの里

担当者氏名

私は、本書面により、事業者から老人保健施設すずかけの里通所リハビリテーションの重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

(令和 年 月 日)

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人(続柄)

(住 所)

(氏 名)

印

老人保健施設すずかけの里介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 老人保健施設すずかけの里の概要

(1) 当施設の概要

施設名	老人保健施設すずかけの里
所在地	青森市里見2丁目13番1号
TEL/FAX 番号	017-761-1111 / 017-761-1112
介護保険事業所番号	0250180056

(2) 介護予防通所リハビリテーションの職員体制（通所リハと共通）

職種	職員数	勤務内容
医師	1人以上	通所者の健康管理、日常生活上の助言指導
看護、介護職員 歯科衛生士	6人以上	食事、排泄、入浴等の介助、口腔清掃、余暇活動等の実施
理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士	1人以上	各種リハビリテーションの計画、実施および評価

(3) 施設の設備の概要

定員	1日最大120名
浴室	一般浴・介助浴は温泉利用、シャワーチェア、車椅子用リフト、特殊(器械)浴、等
機能訓練室	エルゴサイザー、ホットパック、平行棒、訓練用階段、パワーリハビリ機器、等
その他	診察室、ADL訓練室、相談室、喫茶室、デイルーム、和室、談話室、理・美容室、ボランティア室、食堂、レクリエーションスペース、洗濯室、等

2. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ・通所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他を行い、在宅における生活を支援します。
- ・通所者の意思及び人格を尊重し、原則として通所者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師の指示によりこれを行うことがあります。
- ・当施設では、地域における介護の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、通所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、通所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、通所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに通所者の同意を得て実施するよう努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ・敷地内はすべて禁煙です。
- ・金銭の持ち込みは必要最小限とし、貴重品は基本的には持ち込みをお断りいたします。
やむを得ず持ち込んだ場合、管理は通所者自身が行うものとし、施設は、紛失、破損等に対する責は負いません。
- ・宗教活動は、個人の信仰の範囲内において自由ですが、他者に被害や不利益を与える場合は、これを制限することがあります。
- ・以下の行為を禁止させていただきます。
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
 - ④営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、及び他入所者への迷惑行為
 - ⑤ペットの持ち込み
 - ⑥発火の恐れのあるライター等の器具、及び個人もちの電気製品を施設の許可なく使用すること

3. サービスの内容

サービス	内容
食事	管理栄養士が管理し、適切な栄養量及び内容で、かつ適時適温で提供します。 通所者の病気や障害に合わせて食事内容、調理方法を工夫しています。
栄養改善	栄養ケア計画に従い、栄養状態の維持改善について相談、指導を行います。
口腔機能向上	口腔清掃や嚥下について、訓練、指導を行います。
機能訓練・運動器機能向上	理学・作業療法士等の専門スタッフにより、物理療法、運動・作業療法、発声発語訓練などを計画的に実施します。(但し、健康状態などにより、機能訓練の対象とならない場合もあります。)
レクリエーション	誕生会、敬老会などの行事を実施、希望により書道教室、クラブ活動等も実施しています。その他、日本舞踊、民謡など地域の方々の慰問活動を受け入れています。
各種相談	入退所、介護保険制度、日常生活上の問題などの相談を、職員が受けます。

4. 利用料金（月額）

	要支援 1	要支援 2
介護保険 1 割負担	2, 268 円	4, 228 円
介護保険 2 割負担	4, 536 円	8, 456 円
介護保険 3 割負担	6, 804 円	12, 684 円

食費（選択メニュー）	100 円～500 円
------------	-------------

各種加算等

加算等	金額	内容
若年性認知症 利用者受入加算	1 割：240 円/月	40 歳以上 65 歳未満の若年性認知症の方に対し、利用者ごとに担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
	2 割：480 円/月	
	3 割：720 円/月	
長期利用に対する 減算	① 1 割：120 円/月減算 2 割：240 円/月減算 3 割：360 円/月減算	利用開始月から 12 ヶ月を超えて、利用を継続する場合に減算されます。
	② 1 割：240 円/月減算 2 割：480 円/月減算 3 割：720 円/月減算	①要支援 1 ②要支援 2
退院時共同指導 加算	1 割：600 円/回	病院又は診療所に入院している者が、退院するにあたり、介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加した場合に加算されます。
	2 割：1200 円/回	
	3 割：1800 円/回	
栄養アセスメント 加算	1 割：50 円/月	管理栄養士と介護職員等が共同し、栄養アセスメントを行い、厚生労働省へデータを提出し、フィードバックを活用した場合に算定されます。
	2 割：100 円/月	
	3 割：150 円/月	
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	① 1 割：72 円/月 2 割：144 円/月 3 割：216 円/月	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合に加算されます。
	② 1 割：144 円/月 2 割：288 円/月 3 割：432 円/月	①要支援 1 ②要支援 2
口腔機能向上加算 （Ⅱ）	1 割：160 円/月	口腔状態や嚥下機能の維持・向上について、計画に基づき相談、指導等を行った場合に加算されます。
	2 割：320 円/月	
	3 割：480 円/月	
科学的介護 推進体制加算	1 割：40 円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックをもとにサービス計画を見直すなど活用した場合に算定できる。
	2 割：80 円/月	
	3 割：120 円/月	

介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	所定単位数×8.6%	介護職員の賃金改善等を実施している場合に加算 されます。
-------------------	------------	---------------------------------

※感染症や災害の影響により利用者数が前年度より5%以上減少した場合、3ヶ月間基本報酬の3%の加算を行う場合があります。

料金の支払方法

毎月末日締めで利用料の計算をし、請求書をお渡しいたします。お支払いただきますと領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

住所のある地域を担当する地域包括支援センターにご相談いただき、その後、施設に相談に来ていただきます。その際、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

地域包括支援センターの担当地域については、市役所介護保険課へお尋ねください。

(2) サービスの終了

①通所者等のご都合でサービスを終了する場合、終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・通所者が、介護保険施設に入所、もしくは他の医療機関に入院した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた方が認定により、「自立」となった場合、または要介護と認定された場合(要介護となった場合は介護給付に切り替わります)。
- ・亡くなられた場合。

③その他

以下の場合、サービスの利用をお断りさせていただくことがあります。

- ・利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払いを催告したのにもかかわらず1ヶ月以内に支払いがない場合。
- ・通所者や家族などが、当施設及び当施設のサービス従業者に対し、サービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

例)

- ・当施設の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

上記により契約を解除する場合、当施設は居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連携をとり、入所者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

6. サービス内容に関する苦情

① 当施設のサービスに関する苦情窓口

担当者 寺嶋 康志（支援相談員）

電 話 017-761-1111

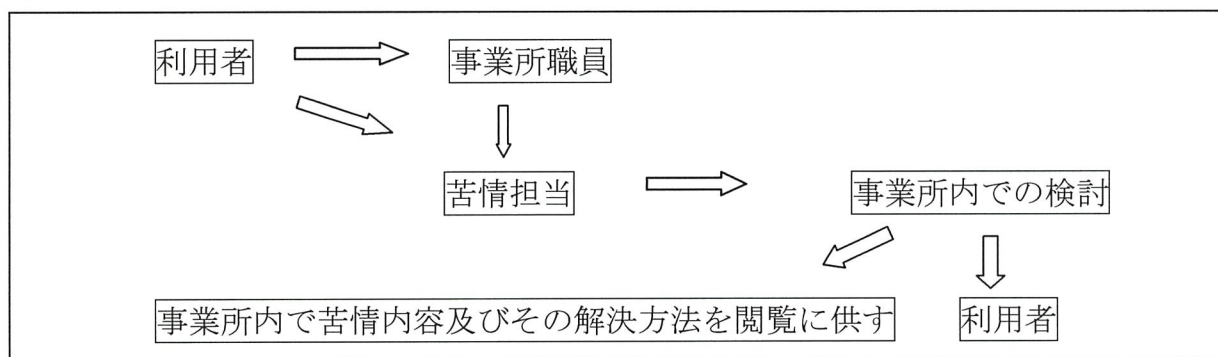
F A X 017-761-1112

受付日 年中（但し、12月30日～1月3日を除く）

時 間 8：30～17：00

※ 担当者が不在の場合でも、いずれの職員であっても受け付けいたします。

② 苦情処理フロー



③ その他

当施設以外に、市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることが出来ます。

青森市介護保険課

017-734-5257

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1301

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化、事故などがあった場合は、ご家族、近親者などへご連絡いたします。施設においてできる限りの処置を行う他、まずはかかりつけの医療機関へご連絡いたします。また、状況に応じて協力病院において適切な治療を行います。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じます。当施設は日本病院共済会および全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を結んでいます。

8. 協力医療機関

当施設は、村上新町病院、青森厚生病院、しんまちクリニックと協力医療機関の契約を締結しています。

9. 秘密保持および個人情報の保護

当施設の従業者は、正当な理由なく通所者及び家族の秘密を漏らしません。また、退職した場合にあっても通所者及び家族の秘密を漏らすことがない様、就業規則に定めています。また、通所者またはご家族等に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に取り扱います。通所者及び家族の情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

10. 非常災害対策・感染症対策

当施設は、自動通報装置、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、避難用滑り台等を完備し、定期的に点検を行っています。消防法に従い、消防計画および防火管理者を設置し、年2回以上の消火、通報、避難訓練を行っています（内1回は夜勤帯想定訓練を実施）。常時、緊急連絡網を整備し、災害時にはいち早く職員が集結できる体制をとっています。

感染症対策として委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を行っています。また、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定も行っています。

11. 虐待防止について

当施設は、通所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①当施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる通所者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③必要に応じて通所者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ④当施設は施設長を虐待防止責任者とし、虐待防止に努めます。

12. ハラスメント防止について

当施設では、職場におけるハラスメント対策として相談窓口の設置、研修等の周知・啓発活動等の取組を行い、職員の安全な労働環境の確保を目指します。

- (1) 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。対象は当施設職員、取引先事業者の方、入所者及びその家族となります。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に添わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

<別記 1>

個人情報の利用目的
(平成17年10月1日現在)

老人保健施設すずかけの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

以上

介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

(令和 年 月 日)

事業所

青森市里見2丁目13番1号

老人保健施設すずかけの里

担当者氏名

私は、本書面により、事業者から老人保健施設すずかけの里介護予防通所リハビリテーションの重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

(令和 年 月 日)

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人(続柄)

(住 所)

(氏 名)

印
